

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

練馬区高齢施策担当部  
高齢者支援課長 屋澤 明夫  
(公印省略)

### 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について（通知）

日頃より、練馬区の高齢者施策にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省第 38 号）の改正に伴い、介護支援専門員は、居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合には、その利用の妥当性を検討し、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由を記載するとともに、区へ届け出ることとされております。

つきましては、下記のとおり該当するケアプランの届出をお願いいたします。

#### 記

#### 1 届出対象

利用者の同意を得て交付（作成または変更）したケアプランで、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付けたもの。

#### 2 厚生労働大臣が定める回数および訪問介護（平成 30 年厚生労働省告示第 218 号）

厚生労働大臣が定める回数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ 1 月あたり、つぎのとおりです。

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
27 回	34 回	43 回	38 回	31 回

厚生労働大臣が定める訪問介護は、生活援助（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注 3 に規定する生活援助をいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合が対象です。よって、上記の回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合の回数は含みません。

#### 3 届出期限

ケアプランを交付（作成・変更）した月の翌月末日までに届出をお願いします。

例) 令和 2 年 4 月に作成したもの → 届出期限 令和 2 年 5 月末日

#### 4 提出書類

- (1) 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書
- (2) 居宅サービス計画書（第1表～第7表、アセスメント表）の写し  
※居宅サービス計画書「第1表」は、利用者へ交付し署名があるものを提出。  
※居宅サービス計画書「第5表（居宅介護支援経過）」は、生活援助中心型の訪問介護を位置づけた理由を記載したページのみ提出可。
- (3) 訪問介護計画書の写し  
※ 訪問介護事業所から提供を受けたもの。

#### 5 提出先

練馬区役所 高齢施策担当部 高齢者支援課 地域包括支援係  
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 西庁舎3階

※ 郵送の場合は、個人情報を取り扱うことから、記録が残る方法での郵送（書留等）をお願いします。

#### 6 その他

提出いただいたケアプランについては、「地域ケア予防会議」にて検証事例として取り上げる場合があります。対象となった場合は、担当の介護支援専門員の方へ改めてご連絡いたしますので、ご協力をお願いいたします。

#### 7 担当（問い合わせ先）

高齢施策担当部 高齢者支援課 地域包括支援係 山田、加藤、瀧川  
電話 03-5984-2774（直通）